

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月24日

【会社名】 東邦化学工業株式会社

【英訳名】 TOHO CHEMICAL INDUSTRY COMPANY, LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中崎 龍雄

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都中央区明石町6番4号

【縦覧に供する場所】 東邦化学工業株式会社大阪支店  
(大阪市中央区淡路町1丁目7番3号)

東邦化学工業株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区錦1丁目10番27号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長中崎龍雄は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

全社的な内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から金額的及び質的影響を考慮して、当社及び連結子会社4社（近代化学工業株式会社、懐集東邦化学有限公司、東邦化学（上海）有限公司及び東邦化貿易（上海）有限公司）に決定いたしました。なお、それ以外の連結子会社1社（株式会社横須賀環境技術センター）については、財務報告に対する重要性が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの事業の核となる生産及び販売業務の規模を示す指標である売上高を基に決定しております。当社に属する全8拠点の中から、当社グループの前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の概ね3分の2に達している本社、大阪支店、千葉工場、追浜工場の4拠点を「重要な事業拠点」と選定した上で評価対象とし、それ以外の4拠点 四日市工場、鹿島工場、徳山工場、名古屋支店については、相対的に重要性が低いと判断し、一部の運用評価を年度毎のローテーションによる評価として、当連結会計年度では鹿島工場、名古屋支店を評価対象といたしました。

また、評価対象の業務プロセスとしては、当社グループの事業の核となる生産及び販売業務に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象にいたしました。

さらに、売上高の重要性や財務報告に係る不正・誤謬リスクを勘案し、中国上海地区の販売機能を担う東邦化貿易（上海）有限公司の販売プロセスを評価対象に追加するとともに、重要な虚偽記載の発生リスクが高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、当社の法人税・税効果計算プロセス等を評価対象に追加いたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長中崎龍雄は、当連結会計年度末日時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。